

令和8年度高知県学力状況調査委託業務仕様書

令和8年3月24日
高知県教育委員会

1 業務名

令和8年度高知県学力状況調査委託業務

2 業務の目的

学力調査等の結果から明らかとなった学力について、その課題の改善状況及び定着状況を把握し、学習指導の充実や指導方法の改善に生かすとともに、各学校及び教育委員会における継続的な学力向上検証改善サイクルを確立することを目的とする。

3 委託期間

契約日から令和9年3月31日（水）までとする。

4 事業計画の背景

平成19年度の全国学力・学習状況調査により、高知県の学力の状況に大きな課題があることが明らかとなった。そのため、指導力の改善に向けた研修の実施や、授業改善に向けた資料、問題集等の作成などの対策を講じてきた。その結果、徐々にではあるが、平成19年度から比較すると、全国学力・学習状況調査の結果において、全国との差を縮めてきている。しかしながら、知識を活用して問題を解決することや、複数の情報を関連付けて思考・判断・表現すること、他教科の学習内容及び日常生活と関連付けて問題解決を図ることに課題が見られる。これらの課題を解決するため、児童生徒の学力の定着状況を把握し、学習指導の充実や指導方法の改善に生かすとともに、各学校及び各教育委員会の継続的な学力向上検証改善サイクルの確立を図るよう、高知県学力定着状況調査を実施する。

なお本業務は、高知県内の児童生徒の学力定着状況を把握するため、従来の紙による調査から、学習者用端末を活用したCBT（Computer Based Testing）方式へ移行して実施する。CBTの利点を活かし、動画・音声を含む多様な出題や、採点・集計の迅速化、および児童生徒個々の課題に応じた復習教材（デジタルドリル等）の提供を通じて、学力向上検証改善サイクルの確立を図る。

5 事業の概要

民間事業者の有する学力調査に関する知識や能力、経験を有効に活用することにより、効果的かつ効率的な調査の実施を図るため、「令和8年度高知県学力定着状況調査」の準備及び実施業務を外部委託することとする。

委託する業務の概要

- (1) 調査問題及び調査実施に必要な資料の作成
- (2) 調査に係るオンラインシステムの構築
- (3) 採点・集計作業の実施と結果資料の作成・提供
- (4) 調査実施後の復習用教材の作成・提供

6 令和8年度高知県学力定着状況調査の概要

(1) 調査の対象

- ア 市町村（学校組合）立小学校第4・5学年、義務教育学校前期課程第4・5学年
特別支援学校小学部4・5学年
- イ 市町村（学校組合）立中学校第1・2学年、義務教育学校後期課程第1・2学年
県立中学校第1・2学年、特別支援学校中学部1・2学年

(2) 教科に関する調査、学習状況や生活の諸側面等に関する質問調査（以下「質問調査」という。）

- ア 小学校第4学年…国語・算数、質問調査
 - イ 小学校第5学年…国語・算数・理科、質問調査
 - ウ 中学校第1学年…国語・社会・数学・理科・外国語（英語）、質問調査
 - エ 中学校第2学年…国語・社会・数学・理科・外国語（英語）、質問調査
- * 教科調査、質問調査ともにCBTで行います。

(3) 調査実施予定の学校数及び児童生徒数（予定）

対象学年	予定学校数	予定児童生徒数
小学校第4学年	164校	4600人
小学校第5学年	172校	5000人
中学校第1学年	86校	4300人
中学校第2学年	90校	4300人

(4) 調査実施日

教科に関する調査 令和8年12月1日（火）～3日（木）

質問調査 令和8年12月1日（火）～12月7日（月）の5日間（土日を除く）

- * 教科調査・質問調査とも上記期間内で、各学校の希望に応じて実施することとする。
ただし、希望日が集中した場合は、ネットワークの負荷を考慮し、日程調整をすることがある。

(5) 調査時間

- ア 小学校…教科に関する調査1教科40分間、質問調査40分以内
- イ 中学校…教科に関する調査1教科45分間、質問調査45分以内

7 委託内容

(1) 教科に関する調査、質問調査に係るオンラインシステムの構築

- ・児童生徒による教科に関する調査及び質問調査へのアクセス、解答及び回答データの送信等がオンラインで可能となるシステムを構築すること。ただし、児童生徒が入力するICT端末及び通信環境等は、各学校の保有するものを使用する。
- ・調査の実施にあたっては、個人を容易に特定できないよう、氏名及び性別を取得しない方法で設計すること。ログインIDや整理番号等を用いる際も、個人が特定されないよう十分配慮すること。

- ・障害のある児童生徒に対する配慮として、端末やシステム上での、ピンチアウト（拡大操作）、総ルビ・分かち書き表示、及び「聞くこと」調査における音声内容を文字化したスクリプト等が利用できるようにすること。
- ・調査前に、各学校で、システムが正常に作動するか等の観点から、オンラインによる解答及び回答が実施可能かどうかを確認する事前検証用のプレテスト等を必要に応じて実施し、環境を確認できるようにすること。
- ・高知県教育委員会と協議の上、システムのアクセス、起動、操作、解答及び回答データの送信等にかかる方法や、トラブルへの対処方法を含めた教職員向けの手引き等及び児童生徒向けの実施手順説明ページ等を作成すること。
- ・オンラインによる実施について、高知県教育委員会と協議の上、教職員が児童生徒の完了を確認したり、実施後、各学校で速やかにオンラインで解答及び回答集計結果を確認できたりする機能を備えること。
- ・3(4)の実施期間においては、オンラインによる回答方式の実施に関する、学校・教育委員会等からの技術的な問い合わせに対応できる体制を構築すること。構築が困難な場合は、それに準ずる方策等を提案すること。
- ・ネットワーク環境のトラブルやその他の事情により実施が困難となった学校は、後日実施による対応ができるようにすること。後日実施については、高知県教育委員会と協議の上、その詳細を決定していくこと。

(ア) システム利用環境について

- ・調査対象校の教員及び児童生徒が使用する全ての端末で利用できるものとし、利用者がストレスなく使用できること。
- ・原則 Web ブラウザで動作する方式での実施とする。
- ・端末の利用環境については、基本 OS として Windows10 Pro 及び Education 以上、iOS17 以上、なお、各 OS において今回のシステムが動作する上で必須となるバージョン以上がある場合は、それを示すこと。
- ・ブラウザでは Microsoft Edge、Safari、Google Chrome で動作すること。
- ・対象児童生徒（約 19,000 人）が同時間帯に一斉にアクセスしても、ページ遷移処理が遅延なく動作すること。

(イ) システム機能について

- ・解答及び回答は、児童生徒が ICT 端末を用いて、マウス等によるクリックやキーボード等による操作で行うことができるようにすること。
- ・通信障害等で中断した場合でも、解答データを保持し、途中から再開できる機能を備えること。
- ・配信された問題は、指定日時までは表示されないようにすること。
- ・見直したい問題にはチェックを付けて、確認できること。
- ・調査中に、解答及び回答状況（解答済・未解答等）が一覧で確認できること。
- ・特別な配慮が必要な児童生徒に対応した必要な支援機能を提供できること。

(ウ) 採点機能

- ・採点については選択式の問題の自動採点機能を備えるなど、問題形式に応じた採点を適切に実施すること。

(2) 調査問題・質問項目及び調査実施に必要な資材の作成

① 教科に関する調査

本調査の目的の達成に資する調査問題及び解答類型等を作成すること。問題等の作成に当たっては、当該学年4月から11月末までの学習内容を調査範囲として問題を作成する。(範囲外の調査問題が含まれる場合であっても、該当問題の結果を集計除外することでの対応を可とする。)

また、本調査の実施要領及び本仕様書に示す各事項を踏まえ、調査に参加する各市町村(学校組合)教育委員会及び学校が調査の仕組みや実施手順等を正しく理解するための調査の手引き等を作成し、データによる提供をすること。

(ア) 問題内容

- ・調査問題は各学年各教科1単位時間で測ることができることとし、学習指導要領に則り、全国学力・学習状況調査問題及び学習指導要領実施状況調査を参考とした「知識・技能」に関する問題と、「思考・判断・表現」に関する問題のバランスを考慮した一体的な問題を含むものとする。
- ・問題構成は選択、短答、記述式で解答する問題が含まれること。思考・判断を要する記述問題は2問以上含むものとする。
- ・マウス等によるクリックやキーボード等による操作で解答及び回答できる問題や、従来のテキスト・図表に加え、英語リスニングや動画を閲覧して解答する問題等、CBTならではの問題を作成すること。
- ・国語科及び外国語(英語)科は、リスニング問題や動画問題の放送台本を作成すること。
- ・音声を聞く問題を実施する場合は、イヤホン等の提供を行うこと。
- ・調査終了後、問題は事後指導、研修会等で閲覧できること。

(イ) 解答及び回答方式

- ・解答及び回答は、児童生徒がICT端末を用いて、マウス等によるクリックやキーボード等による操作で行うことができるようにすること。

(ウ) 調査に係る資材

- ・「教科に関する調査 実施の手引き」では、調査の準備～実施～調査終了までの流れを分かりやすく示すこと。
- ・「教科に関する調査 調査監督要領」では、調査実施当日の留意点を分かりやすく示すこと。
- ・児童生徒が円滑に調査を受検できるよう児童生徒用のマニュアルを用意すること。

② 質問調査

本調査の目的の達成に資する質問項目を作成すること。また、児童生徒による質問調査へのアクセス、回答データの送信等はオンラインで行うものとする。オンラインシステムの構築にあたっては、高知県教育委員会と協議のうえ、進めていくこととする。

(ア) 質問項目

- ・調査する学年を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問項目を設定すること。
- ・質問項目は、必要に応じて高知県教育委員会が追加設定できるようにすること。

(イ) 回答方式

- ・回答は、児童生徒が ICT 端末を用いて、マウス等によるクリックやキーボード等による操作で行うことができるようにすること。

(ウ) 調査に係る資材

- ・「質問調査 実施の手引き」では、調査の準備～当日の留意点・実施～回答データを送信するまでの流れを分かりやすく示すこと。

(3) 調査資材の配送作業の実施

各市町村(学校組合)教育委員会及び学校に対し、確実に調査資材等を配送する仕組みを構築し、令和8年10月中旬までに実施すること。

(4) 採点・集計作業の実施と結果資料の作成・提供

解答及び回答データをもとに、採点及び集計を実施し、高知県教育委員会・各教育事務所・各市町村(学校組合)教育委員会・各学校及び児童生徒に対して、調査結果資料を作成・提供すること。なお、下記に示す全国値とは、「仮に本調査を全国で実施した場合に設問ごとに想定される全国平均に基づいて設定すること、高知県の児童生徒の改善状況が判断できる数値を設定すること」とすること。また IRT (項目反応理論) や LRT (段階評価方式) に基づいた分析等、事業者独自の分析を行うこと。

ア 児童生徒個人に対して、個々の調査結果資料を作成・提供すること。

- ・教科別の全国値等、高知県平均、個人の正答率を示すこと。
- ・問題内容ごとの正答率と全国値等の比較ができ、到達度を確認することができること。
- ・小問別の正誤状況を表示すること。
- ・学習のアドバイスを表記していること。
- ・児童生徒用の個人票はデータで出力できること。
- ・個人の結果を踏まえた事後の学習に資する提案資料等を提供すること。

イ 学校及び市町村(学校組合)教育委員会・各教育事務所に対しては、当該学校及び市町村(学校組合)ごとの調査結果資料を作成・提供すること。

- ・教科合計及び問題の形式別、領域別、観点別の平均正答率を表記していること。
- ・小問ごとの平均正答率を表記していること。
- ・主な記述問題の解答類型ごとの反応率を表記していること。
- ・正答率の度数分布を数値とグラフで表記していること。
- ・比較対象となるデータとして、高知県平均、全国値を表記していること。
- ・調査結果資料はエクセルデータ等で作成し提供すること。

- ・学校及び各市町村(学校組合)全体の結果資料をデータで作成し、該当市町村(学校組合)教育委員会に提供すること。

ウ 高知県教育委員会に対して、県全体の調査結果資料を作成・提供すること。

- ・児童生徒の学力の定着状況を把握し、速やかに学習指導の充実や指導方法の改善に生かすことができるよう、結果速報値のデータ(高知県平均、全国値等)及び高知県全体の教科に関する調査と質問調査の結果についての、概況を提供すること。
- ・解答及び回答データ回収後、1月中旬を目途に高知県教育委員会、各学校及び市町村(学校組合)教育委員会に調査結果資料を送付すること。
- ・全校のデータを集計し、学校用資料に準じた構成で作成すること。その際、正答数または正答率の度数分布等、分布の様子を数値とグラフを含んだものとして表すこと。併せて、学校別正答率一覧表(各教科、調査実施人数を含む)及び各市町村(学校組合)教育委員会別正答率一覧表(各教科、調査実施人数を含む)を作成すること。さらに、教科別調査結果のうち、高知県の様式に合わせた各教科・各学年の設問別正答率一覧を作成・提供すること。
- ・高知県全体の教科に関する調査の結果と質問調査の結果をクロス集計し、分析した資料を作成、提供すること。
- ・高知県全体の結果資料【学校一覧表、市町村(学校組合)教育委員会一覧表及び教育事務所(県立中学校を含めたもの)一覧表を含む】をデータで作成し、高知県教育委員会に提供すること。
- ・各学校及び市町村(学校組合)教育委員会資料についても高知県教育委員会にデータで提供すること。
- ・高知県教育委員会が調査に関する研修会を実施する場合、高知県教育委員会の求めに応じて、資料の見方や活用法等についての説明を担当すること。その際、研修会実施の上限は、県内会場で5回までとする。
- ・以下の要件を満たすデータについても提供すること。
 - 提供範囲：全受検者
 - 提供方法：CSV または Excel
 - 対象：各受検者、各学校、各市町村(学校組合)教育委員会
 - 内容：教科合計、問題の形式別、領域別、観点別の平均正答率及び県平均正答率との差
 なお、各受検者は提供データと Google アカウントが紐付いていること。
 提供データの詳細については受託者決定後に高知県教育委員会と調整するものとする。

(5)セキュリティの保持

- ・調査問題作成・採点・集計・結果提供など、事業全体を通じて機密の保持や個人情報の保護のために必要な措置を講ずること。
- ・プライバシーマーク認証企業であること。
- ・採用するクラウドサービスは、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)」への登録、または同等以上のセキュリティ基準を満たすこと。加えて、ISO/IEC27017 又はそれに基づくサービスであること。
- ・調査データの保持管理等について万全を期すこと。その際、受託者が保持するデータについては、調査を実施した当該学年の年度を含む3年を経過した段階で破棄し、破棄した旨を文書に

て小中学校課に報告すること。質問調査については、各学校の端末や通信ネットワーク等の整備状況を踏まえながら、各種のアクセス制度、ウイルス対策、ファイル共有ソフト対策、脆弱性対策等を実施し、不正アクセス等の脅威から適切に保護するなど、情報セキュリティに十分配慮すること。

(6) 学力調査の実績

- ・都道府県または政令指定都市規模の受託実績があること。特に、大規模な CBT 方式による調査の実施・運用実績を有すること。

(7) 協議事項

- ・本仕様書に記載されていない事項、または、本仕様書について疑義や不測の事態が生じた場合、高知県教育委員会は受注者と適宜協議を行い変更決定できることとする。
- ・学力の経年比較分析等に関し、県の要請に基づき、専門的な見地から助言及び支援を行うこと。

8 事務要件

(1) 委託期間

契約日から令和9年3月31日（水）

(2) 納入期限

内容	納付先	納入期限
調査の手引き等 (データ)	高知県教育委員会	令和8年10月中旬
	各教育事務所	
	各市町村（学校組合）教育委員会	
	各学校	
調査結果等	高知県教育委員会	令和9年1月中旬
	各教育事務所	
	各市町村（学校組合）教育委員会	
	各学校	

(3) 納入場所

ア 高知県教育委員会

高知県教育委員会事務局小中学校課

〒780-0850

高知市丸ノ内1丁目7番52号（高知県庁西庁舎2階）

イ 各教育事務所、各市町村（学校組合）教育委員会及び各学校

【別添1】「小・中学校・教育委員会一覧」のとおり

(4) 委託業者の選定

委託業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とし、見積金額が予算の範囲内であるものについて、提出された企画提案書についての審査を行う。その後、仕様書等の内容を満たしたものを対象に、下記(11)の方法により審査を行い、契約の相手方となる候補者と次点者を選定する。

選定後には、候補者と業務の履行に必要な条件などを協議・調整し、交渉が整ったときに、その者と本業務の委託契約を行う。5日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者と改めて交渉を行う。

なお、受託者を最終決定する際、評価点と同じである場合には、最終の指標として価格を使用する。

(5) 提案依頼書等の提出場所及び問合せ先

高知県教育委員会事務局小中学校課

〒780-0850

高知市丸ノ内1丁目7番52号（高知県庁西庁舎2階）

電話番号 088-821-4735

電子メールアドレス 310301@ken.pref.kochi.lg.jp

(6) 質疑の提出

仕様書等に関する質疑は、質疑書（別紙様式1）にて、令和8年3月25日（水）から令和8年3月31日（火）午後5時までの期間に持参、又は電子メール（電話で着信を確認すること）で上記（5）の提出場所に提出すること。電話による質問は受け付けない。質問の際には、具体的な仕様書等のページ番号、項目番号を指定し、質問対象の仕様書等本文の一節を引用すること。

質問には早急に対応し、質問の回答は全員に通知する。その際、高知県教育委員会で質問と回答の中に含まれる業者名は削除する。

(7) 参加申込書及び誓約書の提出期限及び方法

参加者は、令和8年4月10日（金）の午後5時までに、参加申込書（別紙様式2）及び誓約書（別紙様式7）を持参、又は電子メール（電話で着信を確認すること）で上記（5）の提出場所に提出すること。

(8) 企画提案書等の提出期間及び方法

令和8年4月22日（水）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までは除く）の間に、上記（5）の提出場所に提出すること（郵送又は宅配便の場合は同日午後5時までに必着のこと）。提出は封をしたうえで送ること。むき出しの包みやバインダーでは送らないこと。FAXによる送付や口頭の提案については、いかなる場合も受け付けない。

(9) 企画提案書式及び提出部数

ア 企画提案書

(ア) 提出部数は、正1部、写10部の計11部とする。

(イ) 用紙サイズはA4版（縦）とする。

(ウ) 表紙には、提案者の名称を記載して、正本のみに押印すること。

(エ) 「7 委託内容」に基づいて、下記の内容を作成し、提出する。

<p>(2) 調査問題・質問項目及び調査実施に必要な資材の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度に高知県内で採択された全ての教科書に対応した調査範囲表 <p>※高知県内の教科書採択状況は、高知県教育委員会小中学校課のホームページを参照すること。</p> <p>ア 教科に関する調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校第5学年の算数科と中学校第2学年の数学科、外国語科(英語)について、調査問題の全体構成と①基礎的な知識・技能に関する小問3問(大問1つに限らない)と②記述式問題を含む大問1題(小問の数は問わない)の具体例 ・①について正答例と全国値 ・②について、正答の条件と正答例等として、作成した問題の正答の条件及び正答例、全国値等、記述式問題に対する解答類型 <p>イ 質問調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校第5学年と中学校第2学年の質問項目 <p>ウ 調査に係る資材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「実施の手引き」における『調査の準備～実施～調査終了までの流れ』
<p>(4) 採点・集計作業の実施と結果資料の作成・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採点業務の体制について <p>ア 児童生徒個人に対する調査結果資料</p> <p>※個人の結果を踏まえた事後の学習に資する提案資料等を含むこと。</p> <p>イ 市町村(学校組合)教育委員会に対する該当市町村(学校組合)ごとの調査結果資料</p> <p>ウ 高知県教育委員会に対する県全体の調査結果資料</p> <p>※高知県平均値、全国値等の比較対象となるデータを表記していること。</p> <p>※教科に関する調査の結果と質問調査の結果をクロス集計し、分析した資料を含むこと。</p>

イ 見積書

提出部数は1部とする。

ウ 資料

- ・企画提案書の補足説明のための資料を添付する場合には、11部提出すること。
- ・企画提案書等については、それぞれ別綴りでも、一纏めでもよい。

(10) 見積限度額

32,410千円(消費税額及び地方消費税額を含む)

(11) 審査の方法等

審査は、令和8年度高知県学力状況調査委託業務公募型プロポーザル審査要領に従って行うものとする。なお、令和8年度高知県学力状況調査委託業務公募型プロポーザル実施要領に基づき、「プロポーザル実施・審査委員会」を以下の日時に実施をすることとする。日程の詳細については別途通知する。

日時：令和8年5月12日(火)

会場：高知県庁西庁舎 2階 教育委員室(高知市丸ノ内1丁目7-52)

(12) 審査結果

審査結果は、全ての提案者に文書で通知する。

(13) 提案費用

提案書の作成及び面接ヒアリング等に要する全ての費用は提案者の負担とする。

(14) 失格

次の各号に該当した場合、失格になる場合があるので注意すること。

ア 提出期限に遅れた場合。

イ 提出書類に不足があった場合、または指示した事項に違反した場合。

ウ 当該案件に関して、この提案依頼書に定める以外の方法により、関係者に直接または間接を問わず連絡を求めた場合。

(15) 機密情報又は知的財産権情報

高知県は、提案者が明確に「機密事項」あるいは「知的財産権所有」と示している文書または資料に関しては、それを尊重する。知的財産権情報を含む場合は、該当のページだけにその旨を表示し、提案全体には表示しないこと。提案を受け取る前から既知であった情報、高知県の責務によらず公知となった情報、守秘義務を伴わず第三者から入手した情報に関しては、高知県はいかなる場合も守秘義務を負わない。

(16) 提案書等の公開

提出された提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになる。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規程により非開示となるので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式3「提案内容の非開示に関する申立書」により提出すること。

開示・非開示の判断は別紙様式3に基づき行うものではなく、別紙様式3を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断する。

高知県情報公開条例

<https://ops-jg.d1->

[law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=3&totalCount=10](https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=3&totalCount=10)

(17) その他

ア 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 契約保証金は高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第39条及び第40条の規定による。

ウ この提案依頼書の回答として提出されるすべての資料の所有権は、高知県にあるものとする。提案及び補助資料は、提案者に返却しない。

エ 高知県はこの提案依頼書に基づく提案について、いかなる代替提案も受付けない。

オ 提出された提案書等を受理した後は、その追加及び修正は認めない。

カ 情報セキュリティ

当該提案依頼書作成時において入手した本県独自の情報、個人情報とは適正に管理し、決して漏洩、不正使用を行わないこと。

キ 業務委託契約書（案）は別添5のとおりとする。